

生徒心得

1 本校の学則にもとづいて秩序ある生活を送り、幸福で明るく、平和的な民主社会の形成者たり得る高校生活を送るよう心掛けよう。

2 生活態度

- (1) 自主自学の精神を堅持し、本校生徒としての自覚と誇りを持とう。
- (2) 生きる力のもととなる基礎学力の充実を図ろう。
- (3) 基本的な生活習慣を身につけよう。
- (4) 進路意識を高め、主体的に進路を選定できる能力を身につけよう。
- (5) 自主的に活動し、自律と集団への意識を高めよう。
- (6) 健康管理につとめ、公衆道徳を守り、身体の安全につとめよう。

3 礼儀

- (1) お互いに相手を尊重し、生徒、職員、来客へ明朗な挨拶を励行しよう。
- (2) 常に正しいことばを使うよう心がけよう。

4 身だしなみ等

服装は、私たちの良識と知性と人柄の象徴である。華美でなく、粗野でなく、簡素にして気品のある服装を心がけよう。

- (1) 冬季制服 4月1日～5月31日、10月1日～3月31日
- (2) 夏季制服 6月1日～9月30日
- (3) 合服及び衣替えの移行期間については、適宜その時期を指示する。
- (4) 男子制服
 - ・冬季 学校指定カッターシャツ、ネクタイ、ブレザー、スラックス、ベスト、カーディガン。
 - ・夏季 学校指定ポロシャツ、スラックス。
 - ・合服 学校指定ポロシャツ、カッターシャツ、スラックス、ネクタイ、ブレザー、ベスト、カーディガン。
- (5) 女子制服
 - ・冬季 学校指定ブラウス、ネクタイ、ブレザー、スカート、スラックス、ベスト、カーディガン。
 - ・夏季 学校指定ポロシャツ、スカート、スラックス。

- ・合服 学校指定ポロシャツ、ブラウス、スカート、スラックス、ネクタイ、ブレザー、ベスト、カーディガン。
- (6) 学校指定の徽章を所定の場所につける。
- (7) 防寒衣（コート類）は、マフラーを含めその機能を第一とした華美でないものとする。ベスト、カーディガンは、学校指定品を着用する。
- (8) 靴は、学校指定の通学靴とする。サブバッグは機能を第一とした華美でないものとする。
- (9) 靴は、華美でない実用的なものとする。革靴の場合はローファー型のものとする。
- (10) 髪は、高校生らしく清潔端正であること。脱色や染色、極端な長髪や髪形、パーマ（縮毛矯正は除く）、カールは禁止する。整髪料の過度の使用も控える。
- (11) 身だしなみは、高校生らしい清潔な服装と身だしなみを心がけ、品位を疑われるような服装はしない。
 - ①化粧、マニキュア、カラーコンタクト、ピアスの使用や眉毛を細く剃り込んだりすることは禁止する。
 - ②女子のスカート丈は、膝の中央から±5cmとし、ブラウスの裾はスカートの中へ入れる。
 - ③男子は、カッターシャツの裾をズボンの中へ入れる。
- (12) 靴下は黒、紺、白、灰色を基調色とする。スカート着用時は足首上から膝下丈のクルーソックス・ハイソックスとする。
- (13) やむをえず異装をする場合は、「異装許可願い」を提出し、許可を得なければならない。

5 登下校

- (1) 始業5分前には登校し、定められた時刻までには下校する。

- ・始業時刻 8時30分
- ・下校時刻 17時30分
- ・最終下校時刻 18時30分

※やむをえず下校時刻後学校に居残る場合は、学級担任・教科担当者または部活動顧問等の指導のもとで残留し活動する。その場合、最終下校時刻を18時30分とする。

- (2) 部活動において、試合等を間近に控え活動の時間を確保する場合には、学校長の許可を得て一定期間の活動時間の延長ができる。ただし、この特別部活動においても19時には校地外に出る。
- (3) 登下校は規定の服装とし、指定の通学鞆を使用する。休日及び長期休業中も同様とする。
- (4) 休日及び長期休業中の部活動のための登下校は、体育着または部で統一されたジャージ等の着用を認める。私服まがいの服装、履物、サンダル履きは禁止する。
- (5) 登下校時は交通ルールを遵守し、他人に対して絶対に迷惑をかけない。
- (6) 登下校時の飲食は、店舗や施設等を利用しごみ処理を適切に行い、迷惑行為となる食べ歩き等をしない。

6 欠席、忌引、遅刻、早退

- (1) 欠席、忌引は、事前に学級担任に届け出なければならない。あらかじめ届け出ることができない場合は、事後直ちに届け出るほか、保護者から電話で連絡する。(7:45~8:20)
- (2) 遅刻の手続きは、朝読中は進路学習室、その他の時間帯は教務室にて、登校後直ちに届け出る。「遅刻届」のない生徒の教室への入室は認めない。SHR終了後に登校した場合は、休憩時間等を利用して、その旨をHRTに申し出る。また、事前に分かっている場合は、直接もしくは電話にて連絡する。(7:45~8:20)
- (3) 早退は、所定の届用紙を用いて養護教諭の判断をあおいた後、学級担任に届け出なければならない。「早退届」を発行してもらい、その半券を持って下校し、帰宅した旨を学校に連絡する。
- (4) 登校後は校外への外出は禁止する。必要な場合は、学級担任に申し出て「外出許可証」を発行してもらい外出する。

7 校外生活

校外においては、社会道德、交通法規を守るとともに、本校生徒としての自覚を持ち、節度と責任ある態度をとり、品位ある身だしなみをしよう。

- (1) 喫煙、飲酒等の違法行為をおこなわない。
- (2) 遊戯場等、未成年者の立入りを禁止する場所へ入ってはならない。

- (3) 四ない運動（免許をとらない、車を買わない・乗らない・乗せてもらわない）を徹底し、無断免許取得および無免許運転、交通法規に反する行為をしない。
- (4) アルバイトは原則禁止。ただし、経済的な理由などで保護者より申し出があった場合、本人の学業成績、健康状態、アルバイト先等を考慮し許可する場合もある。

8 スマートフォン、携帯電話

携帯電話を校内へ持ち込む場合は、電源を切り学級担任に預けるか鞆内に保管し取り出さない。学校敷地内での使用は禁止とし、緊急で使用しなければならない場合は、教員または職員に申し出る。

- (1) スマートフォン等でのインターネットやSNSの利用は、保護者とルールを定め、生活や学習に支障がないよう利用する。
- (2) ネット犯罪被害予防の観点から、インターネットはフィルタリング契約をして健全に利用する。
- (3) 情報や画像の書き込みや投稿、個人情報の公開は、情報モラルに従い仲間や社会への影響を充分考慮する。
- (4) SNSの利用にあたっては、ネットいじめ等の問題に発展しないよう、節度をもって慎重に利用する。

9 身分証明書

校内外において、常に携帯しなければならない。

生活規律の厳守について

1 授業規律の厳守

- (1) 始業チャイムの開始までに着席をし、学習の準備を完了しておく。チャイム後にロッカーに教科書を取りに出るなどの出入りはしない。
- (2) 授業の始業・終業時の声出し挨拶。
- (3) 教科書・ノート（5教科）は、毎日きちんと持ち帰り、宅習時間の確保に努める。

- (4) 自習時間等があった場合は、その有効利用を心掛ける。
- (5) 集会は、定刻5分前までに指定の場所で集合・整列を完了し、静粛を保つ。

2 学習環境づくり

- (1) 休憩時間、昼休み時間等に大声で騒ぐなど、他人に迷惑をかけない。
- (2) 授業・補習・考査等は静粛にし、集中できる環境をつくる。
- (3) 教室を整備し、落ち着いて学習に専念できる環境をつくる。
 - ①常に黒板や教室の清潔、机列の整頓を心がけ、落書きは禁止。
 - ②帰りのSHR終了後、カーテンを開け教室・廊下の窓の施錠や消灯を確認し、教室内外の整理整頓及び点検・確認をする。
 - ③昼食は、教室内で取る。
 - ④菓子類、漫画本、雑誌、ゲーム等の不必要なものを学校に持ち込まない。

3 登下校

- (1) 交通ルールを遵守し、周りに迷惑をかけないようにする。
- (2) 登下校時(特に下校時)における食べ歩き、飲み歩き等の禁止。売店等でも飲食は店内で行い、通行人等に迷惑をかけないようにする。
- (3) 自家用車等による送迎は、歩行者の安全と車両の通行を確保できるように校門付近を避けて乗降する。学校東門道路での送迎は、交通を妨げるので禁止する。

4 部活動

- (1) 部活動等で残留する生徒は、下校時までには持ち物等を必ず校舎外に出し、下校時(17:30)以後は絶対に校舎内に持ち物等を置かないこと。また、下校時以後の校舎への立ち入りは、部顧問等に特別に許可を得なければならない。
- (2) 校舎内外を問わず、部活動等で残留する場合は、必ず顧問の立会いの下、その指示を受けて活動すること。
- (3) 部活動で残留した場合でも、18:30までに全員が敷地外へ出る。

5 校内美化

- (1) 清掃時間を厳守し、監督の先生に出欠等の確認を受け、掃除担当区域の清掃を責任持って行う。主体的に取り組み、清掃方法を工夫して美化に努める。
- (2) 校舎内に砂や土を持ち込まないように日頃から校内美化に心掛け、ごみは分別して処理する。

交通事故防止、交通ルール・マナーの遵守

- 1 車についての四ない運動を遵守する（岐阜県高等学校PTA連合会）
免許を「取らない」、車に「乗らない」、車を「買わない」、車に「乗せてもらわない」
- 2 通学路ハザードマップの作成
新入生は、「通学路ハザードマップ」を作成し、通学路に潜む危険箇所を把握し交通安全に努める。
- 3 交通マナー
 - (1) 自転車通学時におけるマナー
 - ①交通法規に従い安全運転に心掛けること。
 - ②路側帯が設置されている道路でも左側通行をする。
 - ③自転車道や「自転車歩道通行可」の歩道も左側通行をする。
 - ④一旦停止の標識のあるところおよび踏切では、必ず一旦停止をし安全運転をする。
 - ⑤並列進行、二人乗りをしない。（ハブステップの取り付け禁止）
 - ⑥携帯電話やイヤホンの使用などの「ながら運転」をしない。
 - ⑦夜間は前照灯を点灯させ、尾燈や反射板を必ず付ける。
 - ⑧信号機のある交差点での右折は、青信号に従い2段階で交差点を横断する。
 - ⑨雨雪時には雨カッパを着用し、傘差し運転をしない。
 - ⑩自転車を道路や公共施設・店舗の駐輪場等に放置しない。駅での駐輪は定駐輪場や有料駐輪場に施錠して駐輪する。
 - ⑪駐輪する際は、必ず二重ロックをすること。

- ⑫自転車は常に整備し、欠陥箇所を修理する。
- ⑬自転車通学にはシティサイクルを使用する。(電動アシスト可)
- (2) 徒歩通学時におけるマナー
 - ①右側通行を基本に、歩道や路側帯がある場合は利用する。
 - ②道路や踏切の横断は、一時停止し安全を確認する。遠くなくても信号機や横断歩道、歩道橋を利用し斜め横断をしない。
 - ③特に学校周辺では、他の通行の妨げにならないよう心がける
 - ④事故防止や不審者対策のため、歩きスマホは控える。
- (3) 通学時における交通機関の利用に際してのマナー
 - ①事故防止のため、駅やプラットホームでの歩きスマホは控える。
 - ②プラットホームやバス停では整列乗車を心がけ、他の乗客を押しのけたり、列に割り込んだりしない。
 - ③駆け込み乗車はしない。
 - ④入口付近で立ち止まらず、速やかな乗降に協力する。
 - ⑤大きな声で話をしたり、イヤホン等からの漏音迷惑に気をつける。
 - ⑥空いた席に荷物を置いたり、背負ったリュックが周囲の迷惑にならないよう気をつける。
 - ⑦駅や車内で他を不快にさせる飲食や品位のない行為をしない。
- (4) 交通機関を利用する際の法律違反
 - ①不正乗車(定期券の不正使用、JR無人駅・バス整理券の不正使用等)
 - ②JR構内など踏切以外での線路の横断・侵入(列車妨害の犯罪)

4 交通事故での対応

- (1) 2次被害が出ないよう車両(自転車含)や負傷者を安全な場所へ移動する。
- (2) 保護者と学校へ連絡をとり行動の確認をする。けがの程度に応じ救急車の要請、警察への連絡を行う。
- (3) 相手がある場合は、被害が無いようでも必ずその場でお互いの連絡先を交換する。
- (4) 物や人に衝突や接触し何も対応をしないでその場を離れると、当て逃げ、ひき逃げとして法律で処罰されることがあるので注意する。